

年頭挨拶

特許技監 守屋 敏道



新年あけましておめでとうございます。
年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

◎ 昨年1年を振り返って

昨年を振り返ってみますと、2005年は産業財産権制度120周年という節目の年にあたり、4月には知的財産高等裁判所が発足し、新職務発明制度が施行されるなど、平成14年2月に小泉総理大臣が知的財産の重要性に言及した施政方針演説を行って以降、強力かつスピーディに行われている知的財産立国の実現に向けた取り組みが確かな足跡を残した1年でした。

特許審査に関しても、「知的財産推進計画2005」に掲げられた「2008年においても特許審査の順番待ち期間を20ヶ月台にとどめるとともに、2013年には、世界最高水準である11ヶ月を達成する」という中長期目標の達成に向けて、平成16年度に引き続き、昨年も100人規模の任期付審査官を採用するとともに、先行技術調査の外注を質的・量的に拡充するため、指定調査機関制度から登録調査機関制度へと新たな仕組みを導入しました。また、審査・審判の実務に大きく関連する制度改正として、侵害訴訟において裁判所が権利の有効性について判断ができることを規定した特許法104条の3が施行されました。

◎ 特許庁の役割

このような国を挙げた知的財産立国の動きに合わせて、特許等の権利取得活動が非常に活発になってきています。これは、日本の出願・審査請求の構造が諸外国とは異なる状況にあるとはいえ、企業等において研究開発活動が活発に行われていること、また、知的財産の重要性が広く浸透してきていることの表れであります。我が国の産業競争力の強化に向けた動きが着実に進展しています。特許庁としても全力でこれに応え、知的財産保護

の側面から、すなわち、迅速・的確な審査・審判による信頼される安定な権利設定を通じて、知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの活性化を促進し、国全体の産業の発展、国富の増大に寄与していかなければなりません。

◎ 特許審査部の現状

一方、特許審査部の置かれた状況を俯瞰しますと、審査請求件数が平成16年には約33万件、平成17年には約40万件程度になり、それに伴い、審査待ち件数が、平成16年末の約61万件から、平成17年末で約75万件となり、未だかつて経験したことがない審査待ち件数を抱える状況になっています。現状のまま推移すれば、特許制度の機能が損なわれる危機的状況に陥ることになります。

◎ 今後の取り組み

このような状況を打開するため、審査・審判部は、的確な審査・審判を行いつつ、審査待ち件数の増加を可能な限り小さくし、審査待ち期間の長期化を防いで、2008年の審査待ち期間の目標を達成するとともに、さらに2013年までには審査待ち件数を抜本的に減らす施策を果敢に実行していかなければなりません。

今後も、任期付審査官の大幅増員等による審査体制の強化とともに、検索外注の質的・量的拡充を図ることが中長期目標を達成する主要施策であることには変わりありませんが、現在の増大した審査請求件数と審査待ち件数に対応するためには、知的財産推進計画2005にも記されている出願・審査請求構造改革への出願人の方々の協力を得つつ、一層強力に審査・審判の促進を図らなければなりません。そのために、審査官・審判官が一丸となって以下の2点を実行することが必要であり、強く期待されていることだと考えています。

(1) ぶれない安定かつ的確な審査・審判

進歩性、創作性等の基準は、排他的独占権が得られる技術革新、デザイン革新の競争レベルを決める重要なものです。それぞれの分野で審査・審判基準を適正レベルに一定に保つことによって、審査・審判の質が維持されるとともに、出願や審査請求・審判請求をして権利が得られるかどうかの予見性が高まり、出願人の方々の適切な対応も期待できます。



(2) 審査・審判の一層の効率的遂行

特許審査の中長期目標の達成には、検索外注の質的・量的な拡充はもとより、考えられる知恵を出し合って審査・審判の事務を促進するさまざまな工夫と最大限の努力をしなければなりません。このような取り組みなくして、出願・審査請求構造改革への出願人の方々の協力を得ることはできないと考えています。

◎ 審査官・審判官への期待

特許庁の審査官・審判官は、担当する分野において、その職責を自覚し使命感と責任感をもって職務を果たしていると確信しています。審査請求件数が増大している厳しい状況にあっても、それに潰されることなく、特許制度と審査制度に対する危機意識を共有して、さらなる自己研鑽や審査促進にチャレンジしてくれるものと信じております。

特許庁の審査促進施策の柱の1つである任期付審査官制度も、いよいよ本年から、第一期の任期付審査官の皆さんが審査官補期間を修了し、審査官に昇任して活躍することになります。第一期の任期付審査官の皆さんにおかれては、審査官昇任後は、企業や特許事務所等での経験という強みを生かし、独立した責任ある審査官として益々活躍してくれることを期待しております。

◎ 出願人の方々との関係

我が国の産業競争力の強化と世界最高水準の的確かつ迅速な特許審査の実現に向けて、出願人の方々に特許庁の審査官・審判官の限られた審査・審判リソースを効率的かつ有効に活用していただくことも必要です。そのために、真に権利化が必要な出願とは何か、企業の競争力を維持・向上するための知財戦略とはどうあるべきか等について、出願人の方々と意見交換を行って出願・審査請求構造改革への協力を求めることが不可欠です。価値が高い出願に審査リソースを注力することでトータルとして日本の産業競争力を効率的に向上させるという認識を共有し、出願人と特許庁が適切に役割分担をした上で、それぞれが役割を果たすことで現状を乗り越えて知的財産立国を目指していきたいと考えています。

また、代理人をされる弁理士の方々の協力も審査・審判の促進には欠くことができません。

◎ 国際協力の推進

国際的な観点に目を向けますと、益々経済活動がグローバル化し、各国において出願が急増し、審査のワークロードの増加とともに審査遅延が生じています。このような状況を改善すべく、従前から進めているサーチ・審査結果の相互利用プロジェクトが着実に進展しています。昨年、JPOが提案した特許審査ハイウェイ構想（最初に出願をした国の特許庁で特許を受けた出願人が他国において優先的に早期に審査を受けることができる仕組み）が三極特許庁間で基本合意され、日米間で試行をすることに合意しました。さらに、韓国特許庁とも特許審査ハイウェイについて合意しました。各技術分野でのJPO審査官の審査結果が海外での早期権利化に大きく貢献できる枠組みが整いつつあります。

また、今春には、三極ネットを使ってUSPTOとEPOの審査情報にアクセスできるJPOのドシエ・アクセス・システムが稼動し、他庁のサーチ・審査結果を相互利用し易い環境が整います。審査官の皆様には、審査負担を軽減し、審査促進になるようにドシエ・アクセス・システムの使い方を工夫していただきたいと思っております。

◎ 結び

特許庁の審査・審判に対する期待は大きく、私達に期待されている目標を達成するまでの道のりは決して平坦ではありませんが、審査官・審判官が自らの仕事に責任と誇りをもち、一丸となって、職務に邁進していただければ達成できると信じています。「慮らずんば胡ぞ獲ん、為さずんば胡ぞ成らん」という中国の名言があります。審査・審判制度を円滑に機能させるための様々な工夫と施策を熟慮して立案し、積極果敢にそれを実行して、国家戦略である知的財産立国の実現に貢献していきましょう。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。